

令和四年六月二十一日受領
答弁第一一三三号

内閣衆質二〇八第一一三三号

令和四年六月二十一日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員井坂信彦君提出児童生徒が全国大会等に出場する際の交通滞在費に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出児童生徒が全国大会等に出場する際の交通滞在費に関する質問に対する答

弁書

一及び三について

御指摘の「主催者側に政府機関が名を連ねている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、小学生及び中学生を対象とした全国的な規模のスポーツの競技会への参加者に対する旅費等の支援については、当該競技会的主催者及びスポーツに関して地域の特性に応じた施策を実施する責務を有する地方公共団体において判断されるべきものと考えます。

二について

文部科学省においては、児童生徒を含め、将来的に国際的な規模のスポーツの競技会での活躍が期待される選手に対し、競技力向上事業により、国内外で行われる競技会に参加するための旅費等について支援を行っているところである。

四について

令和四年六月六日に運動部活動の地域移行に関する検討会議で取りまとめられた「運動部活動の地域移

行に関する検討会議提言」において、「経済的に困窮する家庭の生徒のスポーツ活動を支援するため、例えば、各地方公共団体において、こうした家庭に対するスポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組を進めることが考えられる。このような各地方公共団体での取組に関し、国による支援方策についても実現に向け検討する必要がある」としているところであり、これを踏まえ、文部科学省としては、必要な施策について検討してまいりたい。

五について

御指摘の「トップアスリート」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公立の高等学校及び大学における選手に対する旅費等の支援については、各学校の実情等に応じて、各学校の設置者において判断されるべきものと考ええる。